

伝えたい!と  
知りたい!をつなぐ

550万人の  
インフォ

## 今冬の新型コロナウイルス感染症の 外来・検査体制について

今後インフルエンザが流行すると、発熱した患者が急増することが考えられるため、保健所を介さずに地域の医療機関で診察、新型コロナウイルス感染症の検査ができる体制を10月中をめどに整備します。

発熱などがあれば、地域の医療機関に電話で相談を

これまで新型コロナウイルス感染症の検査は、原則として保健所にある「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談し、感染の疑いがあると判断されると検査可能な医療機関などを紹介されることになっていました。新体制ではまず、地域の医療機関（かかりつけ医）に電話で相談。そこが感染防止に必要な設備などを備えた県が指定する医療機関であれば、診察を受け、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると診断された場合、検査を受けることができます。かかりつけ医など相談先がない場合は、10月中に「帰国者・接触者相談センター」の名称を変更して保健所に設置予定の「発熱等受診・相談センター」や、「新型コロナ健康相談コールセンター」に連絡してください。

### 適切な医療機関の受診について

新型コロナウイルス感染症の感染への懸念から、持病や不調がある人も受診を控える傾向が見られます。過度な受診控えは、病状悪化のリスクを高めるため、まずは、かかりつけ医に相談しましょう。

※この情報は10月14日現在の情報です。  
詳細は随時、県ホームページで  
更新します

新型コロナウイルス  
感染症に  
関する相談窓口



### 相談・受診の流れ

